

共通化・共同調達実施体制支援業務仕様書

1. 業務の目的

本業務は、島根県および県内市町村が連携して取り組む共通化・共同調達の検討及び実施に向け、島根県電子自治体共同利用システム運営協議会の下部組織として共通化・共同調達体制検討専門部会（仮称であり、以下「検討部会」と呼ぶ。）を設置予定である。検討部会において共通化・共同調達体制の在り方が検討されたのち、新たな共通化・共同調達実施体制（以下「調達部会」と呼ぶ。）における各プロセスの円滑な実施のために必要な支援を業務委託により実施するもの。

2. 委託業務の内容

外部委託事業者は、以下の業務を実施するものとする。（参考：別紙 1）

- （1）検討部会の運営支援（部会は 10 月まで 4 回程度開催予定）
 - ・検討部会における議事進行
 - ・検討部会の議事録整理
 - ・検討部会における課題管理
- （2）共通化・共同調達に係る県・市町村アンケート調査の実施
 - ・共通化・共同調達に関するアンケート項目案の作成
（市町村のニーズや、市町村で利用されているシステム・ネットワーク等の状況調査を想定）
 - ・アンケート結果の集計及び分析
- （3）アンケート結果を踏まえた市町村へのヒアリング実施（現地訪問を含む）
 - ・共通化・共同調達希望案件に係る市町村の導入・運用状況調査
 - ・導入市町村のシステム別機能比較表の作成
 - ・未導入市町村への現状及びニーズ調査
- （4）参加意向確認
 - ・調達部会への市町村の参加意向調査の実施
 - ・参加意向のとりまとめ
- （5）調達部会の運営支援（部会は 10 月以降に 5 回程度開催予定）
 - ・調達部会の議事進行
 - ・調達部会の議事録整理
 - ・調達部会における課題管理
 - ・課題解決に向けた助言及び支援 ※随時
（システム変更に伴う各市町村の運用変更の検討、市町村間の調整などを想定）
- （6）共通化・共同調達に係る共通仕様書等作成支援
 - ・各市町村等の調達に係る希望や意見、要望等のヒアリング結果を踏まえ、県と協議のうえ共通仕様書（案）を作成すること。
 - ・必要に応じてメーカーや販売事業者等との調整や各都道府県の共同調達事例等の情報収集を実施すること。
 - ・調達部会で検討する共通化・共同調達の対象については、情報システムの導入だけでなく、例えば帳票印刷・発送などの業務アウトソーシングについても対象となる可能性があることに留意すること。
- （7）導入支援
 - ・選定委員会の運営補助
 - ・プロポーザル審査の調整
 - ・各市町村の契約手続支援

3. 契約形態

準委任契約とする

4. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

なお、想定しているスケジュールは別紙2のとおり。

5. 履行場所

- ・ 県が指定又は承認した場所
- ・ 平均して週1日程度は、島根県地域政策課デジタル戦略室に常駐することを想定している

6. 提案要件

応募する事業者は、以下の要件を満たすこと。

- ・ 自治体DXに関する知見を有すること
- ・ 共通化や共同調達または類似プロジェクトの支援実績があること
- ・ ヒアリングや調査、データ分析に関する経験を有すること
- ・ 共通化・共同調達は今後数年間続く取組であり、次年度以降の取組にもつながる内容であること

7. 提案内容

応募事業者は、以下の内容を含む提案書を提出すること。

- ・ 企業概要（会社情報、主要実績等）
- ・ 提案業務の実施方針および計画
- ・ 業務遂行における体制および人員配置
- ・ 過去の類似実績
- ・ 費用見積もり

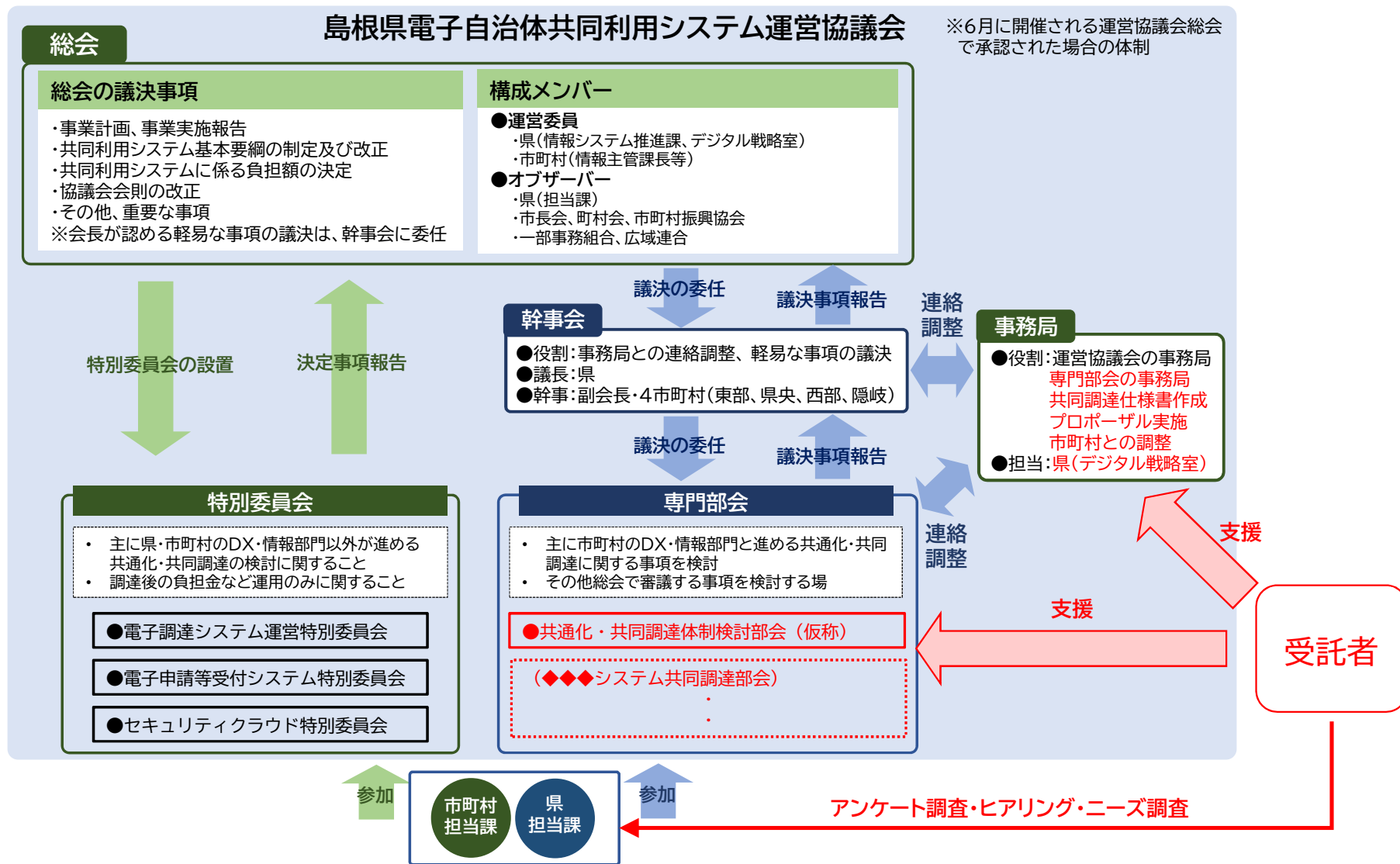
8. 応募方法

- ・ 提案書提出期限：令和7年5月27日（火）
- ・ 提出方法：指定の電子メールまたは郵送
- ・ 問い合わせ先：島根県地域振興部地域政策課デジタル戦略室

9. その他

- ・ 本業務の実施に際し、守秘義務を厳守すること。
- ・ 提案内容について追加資料の提出を求める場合がある。
- ・ 本公募に関する質問は指定期間内に受付ける。
- ・ 本事業において生じる個別の出張等における交通費等は個別に支給はしない。
- ・ 本業務で生じたすべての成果物、著作物、知的財産はすべて島根県庁に帰属する。

（別紙1） 共通化・共同調達の組織体制（仮）イメージと受託範囲



業務	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①体制検討専門部会の運営支援										
②県・市町村アンケート調査 分析										
③市町村へのヒアリング実施										
④参加意向調査										
⑤共同調達部会実施支援										
⑥共通仕様書作成支援										
⑦導入支援										

(注意事項)

あくまで例として示すものであり、他の提案を妨げるものではない

ただし、以下の事柄に留意すること

- ・①は10月まで、④は10月以降となる。
- ・④については、10月中旬を期限とする。
- ・⑤～⑦については、実際に共同調達を実施するシステム毎に発生するタスクとなる。
現段階では未定であるが、今年度は1～2システムを想定している。